

# 平成29年 第4回区議会定例会 区長発言(抄)



▲11月4日「渋谷区くみんの広場」にて

11月27日(月)の区議会定例会本会議における長谷部健区長の発言の一部を掲載します。

## 1 「渋谷区基本構想」周知キャンペーン

今年度は、渋谷区基本構想の理念を浸透させるための「YOU MAKE SHIBUYA」キャンペーンを展開しています。これまで、専用ウェブサイトの開設や将来を支える子どもたちを対象にワークショップを実施したり、8月には道玄坂で警視庁の協力のもと交通規制を行い大々的に実施された「渋谷盆踊り大会」で、基本構想のPRソング「夢みる渋谷」を盆踊りバージョンとして披露するなど、その周知を図ってまいりました。

また、この一環として、行政をもっと身近に感じていただくことや、区民の皆様や渋谷区に関わるたくさんの人の声を聴き、区政に生かしていくことを目的に、LINEを使ったAI(人工知能)キャラクターとの会話を通して、渋谷区の目指す未来像を伝えていくという試みも展開しました。このAIキャラクターの名前は、「渋谷みらい」君です。7歳の男の子という設定で、会話をすることで経験を積み重ねて成長していきます。11月4日、「渋谷区くみんの広場」でご紹介し、全国で初めて、AIキャラクターを特別住民として住民登録いたしました。これから区民として、多くの人と会話をしていきますが、「みらい」君から質問をすることで、区政についてのご意見を聴く手法の一つとしても活用してまいります。今後、「みらい」君を、LINE上のコミュニケーションに限らず、渋谷区主催のイベントやワークショップなどにも活用の幅を広げ、より一層身近なAIとして成長させていくことを目指してまいります。



▲渋谷区AIキャラクター「渋谷みらい」

## 2 防災

現在本区では、今後起こり得る災害に備え、避難所の備蓄品の再配備、改善などを行っており、着実に人命に対する備えの充実を図っています。

他方、災害時には、家族の一員としてのペットの生命についても考えなくてはなりません。私が公約にも掲げた「ペットの同行避難」については、各避難所で受け入れることとし、そのためのペットフードやリードの備蓄をいたしました。一方で、動物アレルギーなどにより、避難所でペットと一緒に生活することに反対のご意見をお持ちの区民の方が大勢いらっしゃることも承知しています。そのため、区では渋谷区防災会議や渋谷区自主防災組織連絡協議会などの場で、しっかりとご意見をいただきながら施策を進めていく考えです。

現在、環境省においても、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の改定が予定されています。このため、区としても、この改定に合わせて、「ペットの同行避難マニュアル」の策定を行なってまいりたいと考えています。



▲9月3日「渋谷区総合防災訓練(ペット同行避難)」

## 3 福祉

### (1) 高齢者福祉

団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年を見据えて、本区では高齢者施策の推進に力を注いでいるところです。今年度が最終年度となる「第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」では、高齢者が地域で安心して暮らせる渋谷区版地域包括ケアシステムを構築するため、認知症高齢者等の支援の充実など6点を施策の柱として、具体的な取り組みを行ってまいりました。来年度から新たに始まる第7期計画は、介護保険事業の安定した運営に欠かすことのできない介護人材の確保・育成をはじめ、諸課題の解決を踏まえて、現在策定を進めており、今月、策定のための基本的方向性について、中間のまとめが完成したところです。この中間のまとめをもとに今後4回の住民説明会、またパブリックコメントを実施し、区民の皆様のご意見やご要望を十分に反映できるよう努めてまいります。

### (2) 障害のある方の移動支援

移動支援については、「渋谷区障害者保健福祉計画(第5次)・渋谷区障害福祉計画(第4期)」に基づき、渋谷区障害者団体連合会のご要望なども踏まえて、平成27年度から特別支援学校小学部の児童を、平成28年度からは特別支援学校中学部の生徒を対象に通学支援を実施し、段階的な拡充を図ってまいりました。これらに加え、本年12月からは、移動支援を必要とする全利用者を対象として、外出先に到着した後の映画鑑賞やスポーツ観戦など社会参加中の支援を新たに開始するとともに、小学生の外出範囲については、これまでの渋谷区および隣接区から、保護者が同意した往復可能な範囲までに拡大します。さらに、平成30年度から新たに始まる次期計画に移動支援の充実を位置付け、利用者のニーズに沿った、より利用しやすい制度を目指してまいります。

### (3) 路上生活者自立支援センター

東京都と特別区は、平成12年度から「路上生活者自立支援事業実施に係る都区協定」を締結し、共同で路上生活者対策事業を実施しています。この協定に基づき、渋谷区では、平成31年3月から5年間、渋谷三丁目の簡易宿所を活用して、路上生活者自立支援センターを設置します。自立支援センターでは、就労意欲があり、心身ともに就労に支障のない路上生活の方に、住まいや食事の提供、生活や健康の相談、住宅相談やハローワークと連携した就労支援を一体的に行い、自立に向けた支援を行います。

## 4 教育

これまで、オリンピック・パラリンピックは、開催都市と国に、大きな社会変革をもたらしてきました。そして、子どもたちを鼓舞し、夢と感動を与える大きな力となってきました。

私はかねがね、パラリンピックを成功させることが成熟した都市の条件だとの思いがあり、特にパラリンピック教育を力強く推進することを大切にしてきました。

そこで、全ての区立幼稚園・小中学校を対象として、ウィルチェアラグビーやパラバドミントン、パラ卓球、車椅子バスケットボールの各競技団体と連携し、各学校・園に競技者を派遣して子どもたちと直接交流をしていただいたり、障害者アスリートや障害者アーティストとともに活動する団体と連携し、障害者に対する理解を深めたりすることができるよう、支援策を講じてきました。オリンピック・パラリンピック競技リアル観戦事業も好評のうちに終了したところですが、東京2020大会開催まで1,000日を切った現在、競技について「する」「見る」「知る」の段階から、さまざまな形で関わり、「支える」段階に入っていると私は認識しています。

今後、教育委員会では、ボランティア体験などの「支える」活動を増やしていくと報告を受けています。国際社会に貢献し、渋谷区、そして我が国のさらなる発展の担い手となる人材を育成していくとともに、東京2020大会の経験が、子どもたちの人生の糧となるような、かけがえのないレガシーとして、一人ひとりの心に残るよう、教育委員会と連携してオリンピック・パラリンピック教育の一層の推進を図ってまいります。



▲10月28日「オリンピック・パラリンピック競技リアル観戦事業(ウィルチェアラグビー)」

## 5 スポーツ施設における指定管理者の指定

区立スポーツ施設における指定管理者制度の導入につきましては、スポーツセンター、二子玉川区民運動施設、代々木大山公園運動場、代々木西原公園庭球場の4施設で、管理運営を行う指定管理者の指定について、本定例会に議案を提出しております。

指定管理者がスポーツ施設の管理運営を行うことにより、民間事業者が持つノウハウやアイデアを活用した、新たなサービスが実施され、区民スポーツの一層の活性化と区民の健康増進が図られるものと考えます。さらには、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた、機運醸成にも寄与するものと期待いたします。

区長の発言全文は、区HPに掲載しています

# 12月4～10日は「人権週間」です

みんなで築こう人権の世紀  
考えよう 相手の気持ち  
未来へつなげよう 違いを認め合う心



「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊敬と権利とについて平等である」という「世界人権宣言」が、昭和23年12月10日国際連合総会において採択されました。国際連合は、その記念として12月10日を「人権デー」と定めています。日本では、12月4～10日を「人権週間」と定め、人権意識の啓発に努めています。

## 人権週間強調事項

- ◆女性の人権を守ろう ◆子どもの人権を守ろう ◆高齢者の人権を守ろう
- ◆障害を理由とする偏見や差別をなくそう ◆同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ◆アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう ◆外国人の人権を尊重しよう
- ◆HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見や差別をなくそう
- ◆刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ◆犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう ◆インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ◆北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ◆ホームレスに対する偏見や差別をなくそう ◆性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- ◆性自認を理由とする偏見や差別をなくそう ◆人身取引をなくそう
- ◆東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

問総務課総務係(☎3463-1307 ㊟5458-4922)

## 渋谷区の人権啓発活動

### ・「人権の花」運動

毎年区内の小学校で花を育てています。29年度は神南小学校と代々木山谷小学校が参加し、百日草・松葉牡丹・風船かずらを育てました。

### ・人権メッセージ発表会

上原小学校4年生が参加し、「されたらいやな事」について発表しました。

### ・全国中学生人権作文コンテスト東京都大会

区立中学校、私立東京女学館中学校から、合わせて1,353人の生徒が参加しました。

### 渋谷区代表

東京女学館中学校3年 井本奈々さん(優秀賞)  
広尾中学校2年 廣瀬理音さん(奨励賞)  
鉢山中学校3年 土江優奈さん(作文委員会賞)  
笹塚中学校3年 佐藤真理子さん(作文委員会賞)

## 定例人権擁護相談

- ▶日時 毎月第2金曜日(祝日を除く)  
14:00～16:00
- ▶場所 区役所仮庁舎第1庁舎3階区民相談室  
(電話相談も受け付けます)

問広報コミュニケーション課広聴相談主査  
(☎3463-1290 ㊟5458-4920)

## 12月3～9日は「障害者週間」です

区はダイバーシティ&インクルージョン(多様性を受け入れ、それをエネルギーへと変えてゆくこと)を普及・推進し、あらゆる人が自分らしく生きられる街の実現を目指しています。

### 12月から移動支援の利用範囲を拡充します

屋外での移動が著しく困難な人に対し、外出の支援をするサービスです。利用には申請が必要です。詳しくは問い合わせてください。

#### ●利用範囲の変更内容

対象者	変更前	変更後
全利用者	目的地に到着した後の待機時間は対象外	目的地に到着した後の参加、鑑賞中の支援も利用範囲に含む(映画、コンサート、講習会、スポーツ観戦など)
小学生	利用範囲は区内、隣接区に限る	保護者の同意に基づき、1日8時間以内で往復できる範囲

※登山、水泳、ジョギングなどのスポーツ支援は、引き続き移動支援の対象外です。

問障害者福祉課相談支援係(☎3463-1934 ㊟5458-4935)

### 障害者支援団体が販売活動を開始しました

千駄ヶ谷で活動するみどり工房と、神宮通公園で活動するパークカフェが協働して、障害のある人が働く「カフェライブラリー」を開いています。

▶場所 中央図書館1階 喫茶休憩コーナー

▶時間 11:30～17:00

※休館日(第1月曜日、第3木曜日)を除く

▶販売品 弁当・パン・コーヒーなどの  
飲食物、ブックカバー・  
しおりなどの手作り雑貨

問障害者福祉課福祉計画推進係  
(☎3463-1922 ㊟5458-4935)



## 認知症フォーラム

認知症であっても最後まで自分らしく

- ▶日時 12月19日(火) 13:00～16:00
- ▶会場 幡ヶ谷区民会館

### ●青山学院大学学生による研究発表 テーマ「エンディングノート」

▶時間 14:00～14:20

### ●講演会

「平穏死の意味  
-認知症であっても  
最後まで自分らしく」

▶時間 14:30～16:00

▶講師 世田谷区立特別養護  
老人ホーム芦花ホーム  
医師 石飛幸三氏



- ▶対象 区内在住・在勤・在学の人
- ▶定員 200人(先着)
- ▶申込 当日会場



このほか、  
認知症なんでも相談会  
(13:00～14:00)、  
区内の地域包括支援  
センター、オレンジカフェ  
(認知症カフェ)による  
展示があります。

問高齢者福祉課認知症施策推進主査  
(☎3463-1890 ㊟3463-2873)

# 国民健康保険

## 私たちの健康と生活を守る

国民健康保険(国保)は、病気やケガに備えて、加入者が収入に応じて保険料を出し合い、健康で安心な暮らしができるよう、みんなで助け合う制度です。

### 国保会計のあらまし

28年度に区が医療機関などに支払った金額は137億2,654万円で、国保会計の歳出の51.5%を占めています。この費用は、皆さんが納めた保険料と国・都・区からの支出金などによってまかなわれています。

保険料は収入の28.3%を占め、貴重な財源となっています。

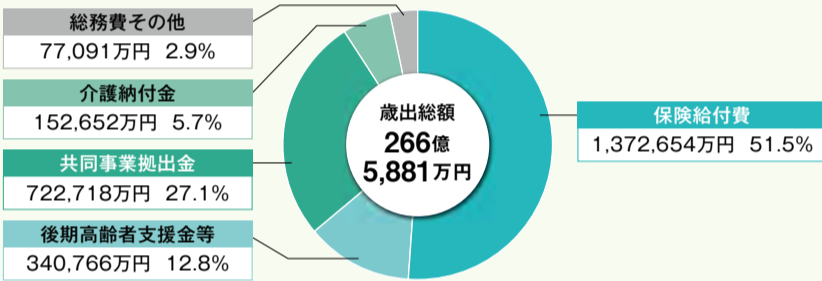
#### ●渋谷区国保の加入状況(29年9月30日現在)

世帯数▶44,090世帯

人数▶59,129人

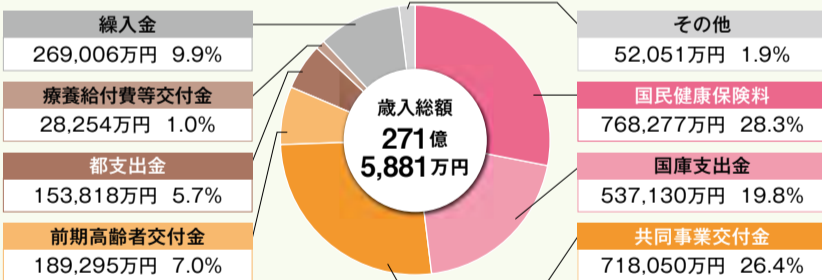
(内訳:一般被保険者58,745人、退職被保険者等384人)

**歳出** 保険給付費(区が負担した医療費など)と後期高齢者支援金等(後期高齢者医療制度への財政支援など)が約64%(約171億円)を占めています。そのほか、東京都の中で医療費を各区市町村間で財政調整する共同事業拠出金(約72億円)や介護保険制度へ納付する介護納付金(約15億円)などを支出しました。



28年度平均被保険者数 61,819人 1人当たりの保険給付費 222,044円

**歳入** 国民健康保険料と国や都からの支出金および一般会計からの繰入金で64%(約173億円)を占めています。前期高齢者(65~74歳)の加入割合に応じて保険者間で財政調整する前期高齢者交付金が約19億円、共同事業交付金が約72億円でした。療養給付費等交付金は、退職者医療制度の適用を受ける国保加入者に係る医療費などに充てるための収入です。



1人当たりの保険料 124,278円

☎国民健康保険課経理係(☎3463-1768 ㊟5458-4940)

### ほかの健康保険に加入・脱退したときは届け出が必要です

▶届出期間 事由が発生した日から14日以内

▶届出場所

区役所仮庁舎第1庁舎2階国民健康保険課、出張所・区民サービスセンター

※脱退の場合は郵送可

▶届け出に必要なもの

・本人確認ができるもの(運転免許証・パスポートなど)

・マイナンバーカードまたは通知カード

・加入の場合は、資格喪失証明書またはこれに準ずる書類

・脱退の場合は、会社などの保険証・国保証

☎国民健康保険課資格賦課係(☎3463-1781 ㊟5458-4940)

### 特定健康診査を行なっています

生活習慣病の予防と早期発見のため、特定健康診査の結果をもとに健康づくりを支援する特定保健指導を実施しています。

▶対象 40~74歳の加入者

※3期に分けて受診案内を送付します。

☎国民健康保険課経理係(☎3463-1768 ㊟5458-4940)

28年度実績	受診者
特定健康診査	13,426人
特定保健指導	150人

### 柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術を受ける人へ

健康保険の対象となる施術は、下表のとおり限られます。

○保険が使える場合	×保険が使えない場合
・急性または亜急性の外傷性の打撲、捻挫、挫傷	・日常生活の疲れ、肩こり
・骨折、脱臼(応急処置を除き医師の同意が必要)	・スポーツや仕事などによる肉体疲労
	・加齢による腰痛や五十肩の痛み
	・神経痛、リウマチなどの慢性病からくる痛み など

整骨院や接骨院では、療養費支給申請書の受取代理人欄に世帯主名を署名することで、柔道整復師に療養費の請求を委任する手続きをとっています。そのため、療養費支給申請書の内容(負傷原因、負傷名、日数、金額)をよく確認してください。

柔道整復師の施術を受けた人に、施術日や施術内容などについて照会することがあります。ご協力をお願いします。

☎国民健康保険課給付係(☎3463-1776・1782 ㊟5458-4940)

### 口座振替を利用している人へ

保険料納付済額のお知らせを1月中旬に送付します。

29年中の納付済金額は、社会保険料控除の対象となります。

☎国民健康保険課収納係(☎3463-1784 ㊟5458-4940)

### 国民健康保険制度改革について

国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、30年度から、これまでの区に加え、都も国保制度を担うこととなりました。都は財政運営の責任主体となり、区はこれまでどおり、保険給付や保険証の交付、保険料の賦課徴収、保健事業などを行います。各種届け出は区の窓口で受け付けます。現在お持ちの保険証は、30年4月以降も有効期限が切れるまではそのまま使えます。

☎国民健康保険課経理係(☎3463-1768 ㊟5458-4940)

### 後期高齢者医療制度

#### 東京都後期高齢者医療広域連合からジェネリック医薬品差額通知を送付します

処方されている薬をジェネリック医薬品\*へ切り替えた場合、自己負担額がどれくらい軽減できるかがわかる通知を12月中旬に送付します。

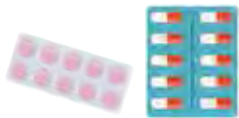
▶対象 生活習慣病などの医薬品が処方されていて、薬代が一定額以上軽減されると見込まれる人

※すべての被保険者に送付するものではありません。

\*ジェネリック医薬品

先発医薬品の特許期間終了後に製造される、同一の有効成分を同一量含み、有効性や品質、安全性が同等な後発医薬品

☎国民健康保険課高齢者医療係(☎3463-1897 ㊟5458-4940)



### 国民年金

#### 日本年金機構から社会保険料(国民年金保険料)控除証明書を送付します

納付した国民年金保険料は、確定申告や年末調整において全額が社会保険料控除の対象となります。

▶送付時期

・9月30日までに国民年金保険料を納付した人:11月上旬

・10月1日~12月31日に今年はじめて国民年金保険料を納付した人:2月上旬

※詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」(☎0570-003-004 ナビダイヤル、IP電話は☎6630-2525)または日本年金機構HPをご覧ください。

☎国民健康保険課国民年金係(☎3463-1797 ㊟5458-4940)

日本年金機構渋谷年金事務所(☎3462-1241)



# 30年度税制改正のお知らせ



## セルフメディケーション税制

自らが健康の保持増進や疾病予防の取り組みを行い、29年1月1日から33年12月31日までの各年に購入したスイッチOTC薬\*の購入費の合計が年間12,000円を超えた場合、その超えた部分の金額(控除上限額88,000円)を、その年分の所得から控除できるようになりました。この制度の適用を受けるためには、確定申告または住民税の申告が必要です。申告の際には、スイッチOTC薬購入費の明細書および納税者本人の健康診断の結果通知書などを添付してください。

### \*スイッチOTC薬

要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品のことをいいます。具体的な品目一覧は厚生労働省HPをご覧ください(随時変更)。

\*セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となります。この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることはできません。

## 医療費控除に関する添付書類の見直し

医療費控除適用を受ける場合には、医療費または医薬品購入費などの「領収書」に代えて「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました(30年度から32年度までは領収書の添付または提示でも可)。ただし、「医療費控除の明細書」に記載された医療費などについては、5年間は領収書の提示または提出を求められる場合があるため、その間は保管が必要となります。

## 給与所得控除の上限額の引き下げ

年度	給与収入金額	給与所得控除額(上限)
29	1,200万円超	230万円
30	1,000万円超	220万円

問 税務課課税第一係・課税第二係 (☎3463-1719・1726 ☎5458-4913)



## 子どもの手当・医療費助成

各手当・助成を受けるには手続きが必要です。

\*ひとり親家庭などへの医療費助成や家事援助もあります。

\*各手当・助成の内容や所得制限、申請に必要なものなどは、問い合わせるか区HPをご覧ください。



種類		対象
児童手当		中学校修了まで(15歳になった最初の3月31日まで)の児童を養育している人 ※公務員の人は勤務先で申請してください。
ひとり親家庭 または 親に重度の障害があるとき	児童扶養手当	右のいずれかに該当する児童(18歳になった最初の3月31日まで)を養育している人(児童に中度以上の障害がある場合は20歳未満まで)
	児童育成手当	右のいずれかに該当する児童(18歳になった最初の3月31日まで)を養育している人
子どもに障害があるとき	特別児童扶養手当	右のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人 ・身体障害者手帳おおむね1~3級程度 ・愛の手帳おおむね1~3度程度 ・長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受けるとき
	児童育成手当(障害手当)	・身体障害者手帳1~2級程度 ・愛の手帳1~3度程度 ・脳性まひ・進行性筋萎縮症
医療費助成		右のすべてに該当する人 ・0歳~中学校3年生(15歳になった最初の3月31日まで) ・子ども、保護者ともに区内に住民登録をしている ・日本の健康保険に加入している

問 子ども青少年課子育て給付係 (☎3463-2558 ☎5458-4942)

## 地球温暖化対策のために「ウォームビズ」にご協力ください

環境省は、冬の地球温暖化対策の一環として、暖房時の室温20℃でも快適に過ごせるウォームビズを進めています(3月31日まで)。

区でもウォームビズを推進しています。ご理解とご協力をお願いします。

### ◇ウォームビズの取り組み

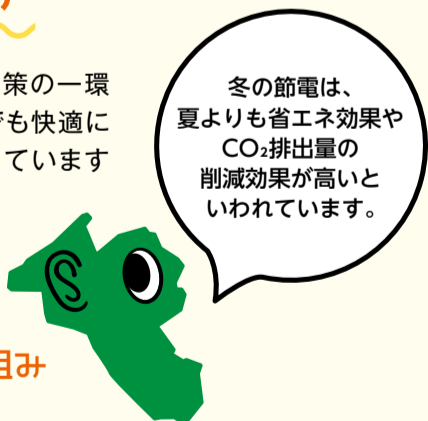


- 室温20℃をめどに、無理のない範囲で暖房機器を適切に使用する
- 「ウォームシェア」\*を推奨する

### \*ウォームシェア

一人ひとりが暖房を使うのではなく、家族で1つの部屋に集まったり、暖房を止めて街に出かけたり、みんなで暖かいところに集まることでエネルギー消費の削減につなげること

問 環境保全課温暖化対策主査 (☎3463-2749 ☎5458-4903)



冬の節電は、夏よりも省エネ効果やCO2排出量の削減効果が高いといわれています。

## ✈ 羽田空港の機能強化に関する説明会

国土交通省は、羽田空港の機能強化に関する取り組みを、より多くの人に知らせるため、区内でオープンハウス型\*の住民説明会を開催します。

▶日時 12月20日(水) 14:00~19:00 ▶会場 恵比寿社会教育館

### \*オープンハウス型

入退場自由で、展示されたパネルの閲覧や担当者への質問が可能な説明会

◇近隣区で開催される説明会にも参加できます

日時	会場
12月16日(土) 11:00~16:00	なかのZERO西館美術ギャラリー(中野区中野2-9-7)
1月18日(木) 14:00~19:00	新宿駅西口広場イベントコーナー(新宿区西新宿1地先)
2月3日(土) 11:00~16:00	目黒区総合庁舎1階レストラン(目黒区上目黒2-19-15)

### 国土交通省「羽田空港のこれから」に関するご意見窓口

☎0570-001-160、IP電話からは☎5908-2420

問 環境保全課環境計画推進係 (☎3463-2749 ☎5458-4903)

### しぶやわたしの便利帳に誤りがありました

10月に区内全戸に配布した「しぶやわたしの便利帳」に誤りがありましたので訂正します。

・72ページ「通知カード」「マイナンバーカード」の問い合わせ先電話番号(2か所)

住民戸籍課住民登録係 (誤)☎3462-1675 ⇒(正)☎3463-1675

問 広報コミュニケーション課広報広聴係 (☎3463-1287 ☎5458-4920)